

平成30年第1回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成30年3月23日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 発言の取消しについて
- 日程第4 議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例について
- 日程第10 議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第12号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 本巢市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について
- 日程第16 議案第14号 本巢市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 本巢市小口融資条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 本巢市企業用地造成事業特別会計条例について
- 日程第19 議案第17号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第25号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第25 議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算について
- 日程第26 議案第32号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第27 議案第33号 平成30年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第28 議案第34号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について
- 日程第29 議案第35号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第30 議案第36号 平成30年度本巢市公共下水道特別会計予算について

日程第31 議案第37号 平成30年度本巢市水道事業会計予算について

日程第32 議案第38号 本巢市副市長の選任について

日程第33 議案第39号 本巢市固定資産評価員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開議の宣告

○議長（鏑本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鏑本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号9番 黒田芳弘君と10番 白井悦子君を指名いたします。

私、鏑本規之が発言したいことがありますので、議長の職務を副議長と交代をいたします。

〔副議長 議長席に着席〕

○副議長（瀬川治男君）

議長が発言されますので、会議規則第54条の規定により、私が議長の職務を行います。

8番 鏑本規之君の発言を許します。

○8番（鏑本規之君）

さきの12日の一般質問等において、私が農地の法に触れるのではないかというような質問がなされました。議会規則の中において、疑惑を持たれた場合、その疑惑は本人がなすべしということが記載されておりますので、一身上の弁明という形で発言をお願いいたします。

この件につきましては、私が所有する土地についての一般質問の中でのことであります。この私が所有した土地には、それなりの経緯があります。私は、あの土地を取得するに当たり、その土地が砂利の採掘した後の土地というふうに伺って購入をしたわけであり、当然、農地として使用する目的でその土地を購入したわけであり、その後で孫たちに自然に近い、農薬を使わない、そういうところの野菜物を食べてもらいたいなあという思いがありまして、農地を取得したわけがあります。その後、その農地を農地として利用するためには、自然に近い形でということで、根尾にある木の切りくずだとか葉っぱを集めたものを大型のトラックに何台というほどその畑に入れて、そしていい農地をつくらうという形で一生懸命努力をしてきました。

そのときに、たまたま農地を掘り起こしているときに、中から非常に真っ黒な土が出てきました。これは、農業委員会が説明をして、許可を出した要項と少し違うのではないかという思いがありましたので、農業委員会に対し、そのことに対して問いただしをいたしました。そのことに対して、農業委員会から何の返事もなく、今に至っております。

私は、下のほうに真っ黒けな土が埋まっている。これでは孫に対して自然に近い野菜物をつくることは不可能という思いから、やむなく周りを高くするために、自然石である石を積んで、そして

農地を高くしたわけであります。そのことが農地法に触れるか否かということは私なりに調べて、農地法に違反しないという旨から行いました。そして、30センチ、40センチと土を積んでいったわけであります。

そして、的確な農地として野菜物等々をつくりたいなあという思いから、自然の中に極力近い形で、ビオトープ農法というものを教えていただき、それで農家の人たちが水路から利用する水は極力使わないように、そういう思いから、約30メートルの井戸を掘りました。そして、その井戸を掘って、その井戸からの水を極力自然に戻すために、ため池たる池をつくったわけであります。これは、日本中各地に存在するため池と同じ要領であります、大きい小さいは別として。そういう中において池をつくり、極力自然に近い形で樹木を植え、そういう形で、私はあの農地を自分なりの方法でビオトープ農法という形を推進するために、またそういう農業を皆さんに広く知ってもらいたいために、私が所有する土地の東側に約1,000坪以上の農地がありました。その土地も砂利を掘った跡地でありましたので、それなりの形として、いろいろな方法でその農地の土地がよくなるよという思いでやりました。その土地が約1,200坪、私が1人で耕作するわけにもいきません。また、みんなに知ってもらうためには、広く皆さんにその土地を利用してもらって、そしてビオトープ農法に近い農業、また土にいそしんでもらうという思いから、約1,000坪近い土地を皆さんに1枠という形で無償で提供し、そして今に至っております。

一般質問等々の中において、周りの住民の方からおかしいのではないかというような批判の声を伺っていると聞いておりますけれども、私のところにそういうことについて、これはおかしいじゃないかということの小言、また注意は誰一人いただいておりません。また、地域の人におかれましても、農作物をつくるにおいて、隣の土地を所有する人から何らかの指摘を受けたこともただの一遍もありません。過去において、一度だけ農業委員会の方と、それから地元の区長さんという方が私のところへ訪ねてきました。これはどういうふうでやっておられますかということでございましたので、詳しく説明をしたところ、わかりましたといって、それ以後、何の指導、また指摘も受けたことはございません。

また、今回の一般質問等々においても、過去に議員であった方たちが、私があ土地を所有し、今に至るまで、そのことについて委員会、またこの本議会等々で質疑応答されたことは一度もありません。今回、質問に立たれた共産党の議員、また先輩であられる共産党の議員も私に対してそういう問題についてただの一度も指摘を受けたことはありません。

ただ、思い違いと勘違い等々の中において、本議会以外のところでいろいろな指摘云々は受けたことはありますけれども、特に農業委員会の役員であった共産党を名乗る人たちの広報紙等々において、私の土地に問題があるようなことが指摘されたことはありますけれども、この神聖な議会の中において、そういう質問等々を受けたことはただの一度もありません。

今回、なぜこのような議案が一般質問等々でなされたのか。よくよく考えてみますと、一般質問等々はCCNetで流れる。また、その中の議題において、農業法に著しく違反をしているのではないかとすることを広く市民に知らしめる。私を何とか農業委員会、もしくは農業法に違反してい

る議員としての印象をつけるための作為的なものを感じるわけであります。

よって、私はそういうことに対して、一身上の弁明をもって、ここで私が今述べさせてもらっておるわけであります。私は、今に至るまで、この農地法に対する権限等々を有する県、もしくはそれの下部団体であるかもしれませんが、市及び農業委員会から何ら一度の指摘も、また原状復帰を戻すような要望も受けた覚えはありません。

今回、私が一身上の弁明といたしましたのは、この本議会の中において本巣市議会として一個人をおとしめようとするような質問に対してはいかがかという思いがあり、私の一身上の弁明としたわけであります。

私は、石組みをするにしても、また今樹木を植えておくことにおいても、何ら農地法に触れていないという自負はあります。また、これからもそういうつもりで一生懸命農地の開墾、また隣の土地の方たちと協力をして、農業の楽しさ、そしてビオトープ農法というものがこの世に存在するというのを広く市民の方に知ってもらいたいために、力を合わせて土にいそしんでいきたいと思っております。

今回、このような場所を提供していただきまして、議会に対して厚く御礼を申し上げ、私の一身上の弁明とさせていただきます。

また、私はみずからの行為において、何ら恥じるところはないと思っております。なぜなら、あの土地の地盤を高くする必要は本来なかったわけです。それをあえてしなければいけない。莫大なお金をかけてあそこまでやらなければならない。結果においては、農業委員会の私に問題があるかと思っておりますので、終わります。

所用がありますので、退席をお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

以上をもって、鏗本議員の発言を終了とします。

暫時休憩とします。

午前9時35分 休憩

午前9時36分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

ただいま議長が所用により退席されました。

地方自治法第106条第1項の規定により、引き続き私が議長の職務を行います。

ただいまの出席議員数は15名であり、定足数に達しております。

日程第2 諸般の報告

○副議長（瀬川治男君）

日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会からの報告をお願いいたします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

3月15日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席、議案説明のため藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件13件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、市道路線の廃止及び認定箇所及び織部の里もとす改修状況に係る現地視察を実施いたしました。

その後、委員会を再開し、産業建設部関係の付託案件では、議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について、議案第14号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について、議案第15号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例について、議案第16号 本巣市企業用地造成事業特別会計条例について、議案第17号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について、議案第18号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について、議案第19号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議案第20号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、議案第25号 市道路線の廃止及び認定について、議案第34号 平成30年度本巣市企業用地造成事業特別会計予算についての10件の付託議案における審査を行いました。

次に、協議案件では、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算のうち、産業建設部、林政部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部からの補足説明を受けた後、委員からは、除雪について、市が所有しているロータリー除雪車の使用状況について、ロータリー除雪車を使いやすい除雪車に変更することについて。農地集積・集約化推進助成事業における戦略作物となる対象品目、対象者及び交付のための確認について、またこの助成金を受けるための作付等の要件及びこの事業の対象となる面積について、この助成金の対象農地の内容を農地の周辺に表示することができないかについて。ジビエ6次産業化推進事業において予算額が減額しているが、その理由について。ジビエグランプリを1年でやめたとした理由について、ジビエグランプリで優勝した飲食店でもジビエメニューはつくられていません。今後はメニュー化してもらうためにどのようなサポートを予定しているのかについて。沿道森林修景整備事業において、県支出金が減額となった理由について。船来山観光資源開発基本構想策定事業における委託の内容及び社会教育課との関連性について。根尾川花火大会の補助金の予算額が100万円減額した理由と、花火大会の総予算額について。花火の助成金は市民の税金であるが、もっと企業等をお願いをして寄附を募り、税金の充当を少しでも減らし、かつ花火を充実させるために努力願いたい。経営体育成支援事業の補助金が減額となっている理由と申請予定の経営体制について。元気な農業産地構造改革支援事業の補助金が増額した理由について。林地台帳整備事業の内容について、今後森林環境税を財源とする事業が増加する中、森林所有者の

承諾と林地台帳の活用について。企業立地促進奨励金交付事業における認定指定事業者の要件について。観光協会振興事業において補助金を支出しているが、その成果について。今年度の観光協会振興事業における補助金が増額となっている理由について。市道真正2016号線整備事業において、養鶏業者との話し合いはできたのか、また瑞穂市との調整について。市道真正205号線整備事業において、不動産鑑定業務が予算化されているが、まだ鑑定が終わっていないのに用地改修費が予算化されていることについて。

続いて、上下水道部関係の付託案件では、議案第35号 平成30年度本巣市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第36号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計予算について、議案第37号 平成30年度本巣市水道事業会計予算についての3件の付託議案における審査を行いました。

次に、協議案件では、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算のうち、上下水道部に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

以上、産業建設委員会の報告といたします。

○副議長（瀬川治男君）

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

3月16日午前9時から、本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、石川副市長、各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件7件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、4月1日から広域消防化に伴い、現本巣消防本部の施設改修が行われておりましたので、現地視察を行いました。

その後、委員会を再開し、総務部関係の付託案件では、議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、議案第3号 本巣市防災会議条例の一部を改正する条例について、議案第4号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

協議案件では、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算のうち、総務部及び議会事務局に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員会からの主な質疑は、樽見鉄道補助金について、今後樽見鉄道における補助金削減に係る事業計画について、本庁舎管理委託警備事業における非常事態・緊急事態の警備会社の対応方法について。市営バス運行事業において、無料バスとしたことで、陸運局の制限を受けなくなったが、利用者が増加するような方法や、もう少し経費的に安くないのか。もとバスの運行経費が1人当たり700円以上要しているの、乗り合いタクシーなどの運行と比較検討したことがあるのか。市が設置した遊具でなく、自治会が独自に設置した遊具の点検に公費を使用できるのか。現在、市税の滞納額及び滞納者はどれほどか。滞納者の中には、本当に支払うことができない人ばかりなの

かなどの質疑がありました。

続いて、企画部関係の付託案件では、議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例について、議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

協議案件では、議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算のうち、企画部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からの主な質疑の要望は、地域おこし協力隊事業のミッションが強過ぎて、実際地域おこしにつながっているのか、また活動制限があるのか。地域おこし協力隊は、3年間の任期後に2年間臨時職員として活動してもらい、地域活性化に寄与するようなこととしてはどうか。ふるさと納税において、返礼品を物ばかりでなく、体験的なものも取り入れ、市の魅力発信につなげられないか。また、収入減となっているが、今後当初の目的に沿うのか。返礼品の見直しにより、増額を見込むのか。また、ふるさと納税のほかにクラウドファンディングを利用し、資金を確保するような計画はないのか。市民協働サポートセンター整備・運営事業と「小さな拠点」活動支援事業は連携した事業か。魅力発信業務についてなどの質疑、要望がございました。

以上、総務企画委員会の報告といたします。

○副議長（瀬川治男君）

次に、文教福祉委員会の報告を委員長に求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

3月19日午前9時から、真正分庁舎3階第1委員会室において文教福祉委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、議案説明のため藤原市長、石川副市長、川治教育長及び各所管部局長のほか関係職員の出席を求め、付託案件7件、協議案件1件の審査と協議を行いました。

初めに、市民環境部関係の付託案件では、議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第32号 平成30年度本巢市国民健康保険特別会計予算について、議案第33号 平成30年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について、協議案件では、議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算のうち、市民環境部に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、オリジナル婚姻届の事業は来年度も継続するのか、利用状況と来年度の予算額について。来年度予算の消耗品費が減額となっていますが、不足はしないのかについて。葬祭料助成事業において、他市の火葬場の利用料が上昇しているが、それに対応した予算計上かについて。平成29年度から料金体系を変えたのは、他の市町の火葬場利用料が火葬場整備市町の住民が利用する場合と、本巢市の

市民が利用する場合と利用料の差について、根尾地域には火葬場があると聞いていますが、利用状況は。また、新年度の予算について。ごみの処理費用は重量で変わるようですが、減量対策について。環境保護の観点から、蛍のまち本巣市として蛍の調査を行うことについて。住宅太陽光発電システムの補助金における平地にある大規模な発電システムに対する補助について。住宅用発電システムについて、屋根の上、また平地のどちらでも対象になりますか。災害廃棄物処理計画策定業務における目的及び今回策定する必要性について。ごみ処理は何もかも1カ所に集中すると、後の分別が大変で料金も多額となることから、計画を立てる場合は確実な分別収集計画をお願いしたい。家庭用生ごみ処理機に対する補助金と、そのPR方法及び年間の補助件数についてなどの質疑と要望がありました。

続いて、健康福祉部関係の付託案件では、議案第12号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について審査を行いました。

協議案件では、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算のうち、健康福祉部及び根尾総合支所に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。

委員からは、紙おむつ購入費助成事業における助成対象品目について、おむつ交換時に必要となる手袋も対象となるように検討を願いたい。地域支援事業に今回から認知症カフェ事業がなくなっていることについて、高齢者運転免許証自主返納支援事業に係る給付時の減額について、また樽見鉄道乗車券以外の支援について。一般不妊治療費助成事業における対象者が増加しているのに、助成金が減額となっていることについて。買い物難民の事業内容及び利用状況について、緊急通報システムにおいて、消防署に直接つながらないので、対応がおくれぬか。また、各地域設置台数について。緊急情報システムについては、制度を知らない住民が多く見えるようですから、PRを十分行っていただきたい。乳幼児等インフルエンザ助成事業における接種者の負担について、買い物支援における燃料費は介助者も必要になることから、その分自治会で負担をしているが、その支援制度について。長寿祝金事業における祝い金額の減額及び他市町等の状況について、福祉の各種助成の中にもとまる商品券での助成があるが、地域によっては使いづらいところもあり、見直しの予定について。青年健診における希望者に対する受診率が低い理由と市が受ける不利益について。子どもの一時預かりにおいて、預かる側の時間的・人力的な問題について。今回の幼稚園業務支援システム導入により、システムを活用していく場合、人員等の必要な環境について。幼稚園の先生の対応が悪いという苦情も聞いているので、子どもに罪はないので、環境整備を十分配慮願いたい。真桑幼稚園の工事における水道引き込み工事は、道路の中にある本管から敷地までの工事なのかについて。弾正幼稚園の整備計画について、弾正幼稚園は外壁を含め汚れが進んでいるが、塗装等の予定について。弾正幼稚園の保育士は、以前は子どもの対応等、評判がよかったが、現在は悪いと聞いている。保育士の指導・研修については、今回、幼稚園バスの購入をされる予定ですが、バスの運転士のマナーが悪いと苦情もあるので、確実に指導をお願いしたい等の質疑と要望がありました。

続いて、教育委員会関係の付託案件では、議案第21号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、審査を行いました。

協議案件では、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算のうち、教育委員会に属する予算について協議を行いました。

議案第31号に係る協議では、執行部からは補足説明はなく、質疑を行いました。

委員からは、中学校施設屋外防犯カメラは、外部侵入者の対応か。また、設置済みである表示看板について。電子黒板の耐用年数について。真桑文楽の駐車場工事における工事内容について、これだけの事業費を使うのですから、年1回程度の利用で終わらないように検討を願いたい。真正地域で行われるイベントでサマーフェスタが行われるが、開催日が8月第1土曜日では大変暑く、翌日がクリーン作戦の日になっているので、やり方や開催日の検討をしていただきたい。文楽駐車場の駐車スペースは舗装されるのか。また、取得予定の土地にある建物の状況について、整備後の駐車場の管理について。高木貞治博士顕彰事業における検討委員会謝礼及び旅費等について。健康ウォーキング推進事業における参加率や運動実施率の把握方法及び個人アプリ利用対策について。市長の所信表明の中で、社会体育施設が安全に利用できるように、糸貫川プールの改修、トイレの洋式化、スタジアムの芝生整備、糸貫体育センターのトイレ、床及びステージの改修及び真正グラウンドのバックネットの改修と言われましたが、その事業費について。ウォーキングコースの整備に伴う利用状況の把握について。英語教育パワーアップ事業において、英語教育強化により他の教科に対する影響について。平和教育については、将来、中学校2年生全員参加とされるようですが、修学旅行と別枠かについて。数学まちづくり事業の成果について。船来山古墳群の国指定の進行状況について、土地所有者の中には寄附してもよいと言っている人も見えるので、スピーディーに物事を進められるよう検討を願いたい。地震断層観察館の利用者が少ないように思うが、この断層館の位置づけについて、地震館は今後観光目的にするのか、資料館目的とするのか明確化することについて。文化ホール活用事業において、予算上計画された事業以外に利用することについて、文化ホールの使用方法については、市民が喜ぶこと、文化に貢献できることであるならば、委員会で決められたこと以外でも行うことができないかなどの質疑と要望がありました。

以上、文教福祉委員会の報告といたします。

○副議長（瀬川治男君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 発言の取消しについて

○副議長（瀬川治男君）

日程第3、発言の取消しについてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、澤村均君から3月12日の一般質問における発言の一部について、会議規則第65条の規定により取り消しの申し出がありました。取り消しをする部分の発言内容は、申出書に記載のとおりです。この申出書を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発言の取り消しについては許可することと決定いたしました。
なお、この申出書の取り消しの部分に係る議長の発言についても、同時に削除することにいたします。

日程第4 議案第2号から日程第10 議案第8号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第4、議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第8号 本巢市基金条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第2号から議案第8号までについては、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

それでは、総務企画委員会が付託をされておりました案件につきまして、議案第2号 本巢市個人情報保護条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第3号 本巢市防災会議条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

続きまして、議案第4号 本巢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、今回の改正で配偶者の加算額を減額して子に対する加算額を増額する理由についての質問に、執行部からは、これは国の法令によるもので、配偶者の扶養手当と加算額が下がってきており、一方で子どもの扶養手当と加算額が上がってきている関係で改正されるものですとの回答がありました。

ほかに報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議案第6号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、今回の改正は、消防広域化に関してとの説明であったが、岐阜市との関係があつての改正かとの質問に、執行部からは、今後消防職員の給与が岐阜市から支払われますが、特に期末手当の期間率について本巣消防に勤務した期間も含むこととする必要があるための改正ですと回答がありました。

ほかに報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、基金条例を改正する中で削除した項目における理由についての説明をとの質問に、執行部から、廃棄物等処理施設建設、学校教育施設等整備、下水道事業対策及び情報基盤整備基金については、いずれも公共施設等整備であるのでまとめて統合し、地域福祉基金とふるさと農村活性化対策基金は現在活用されていないことから、公共施設等整備基金に統合し、有効活用するために改正するものです。また、安藤基金については、有効活用を図る観点から、従来運用型であった基金を積立型に変更するための改正を行うものですとの回答がありました。今回の基金の整備統合は、今まで自由に使うことができなかった基金を活用できるようにする目的で改正するものですかとの質問に、執行部からは、市民のために幅広く活用できるよう改正するものですと回答がありました。また、安藤基金は当初1億円ほどあったと思うが、現在利息などの運用益でふえてきたのかとの質問に、執行部からは、合併当初1億3,400万円ほどあり、その後600万円ほど運用益で増加したものですとの回答がありました。ほかに報告すべき質疑はなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

今回のこの条例改正につきましては、国の改正に基づいての本巣市の条例改正ということですが、まず聞きたいのは、これは国の発信のもと、全国の各自治体が全て同じ内容で改正されるのかということが聞きたいわけなんです。なぜかと申しますと、例えば企業側から見た場合、当然

企業に勤める従業員の方は幅広い自治体の方が勤めておられて、それが統一されておられないと、非常にこれから企業も従業員の個人情報の扱いが大変複雑になってきますので、その点、当然そうあるべきというふうに考えますが、そこら辺は委員会で取り扱ったのかどうかちょっとわかりませんけれども、お尋ねしたいと思います。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

審査されました事項について、私の知る限り御答弁をします。

まず、国の改正によりまして、同じ内容であるということと、改正の内容は個人情報の取り扱い規定、また、要配慮個人情報の取扱規定とか、特定個人情報の取り扱いに係る改正、指定管理者の個人情報の取り扱いに関する規定の追加、死者に関する保有個人情報についての遺族が開示請求を行うことができる範囲の明文化、また罰則規定の追加などであり、同じ内容で国の改正によるものです。

○副議長（瀬川治男君）

ほかにありませんか。

[挙手する者あり]

澤村均君。

○6番（澤村 均君）

この個人情報の取り扱いのことなんですけど、今の夜間業務の受付業務という部分で、マイナンバー等の個人情報が委託業務された方というところで守られていくのかということなんですけど、委託業務のほうなんですけど、これは違うんですか。

○副議長（瀬川治男君）

委員長に対する質疑ですか。

○6番（澤村 均君）

この個人情報保護条例の部分なんですけど、委託業務なんですけど、違いますか。委員長に対する質問じゃないんですこれは。済みません、間違えました。

○副議長（瀬川治男君）

そのほかありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであり、本案を原案のとおり可決することに賛成の

諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第2号 本巣市個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第3号 本巣市防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第3号 本巣市防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第4号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第4号 本巣市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田君。

○9番（黒田芳弘君）

この条例改正につきまして、理由を見ますと、これまで職員の給与算出法につきましては、国家公務員に準拠した形だという中を、これからは地方公務員は労働基準法の適用を受ける。このことにより、この算出方法が改正されるという中身でございますが、ここに現行と改正後の算出の計算式のほうが載っておりますが、この改正に当たって、例えば今年度ベースでも前年度ベースでもいいですけども、職員給与の標準的なものでどう変わるのか、算出されておればお答え願いたいと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

11番 道下議員。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

委員会におきましては、その金額までは質疑等、また説明もございませんでした。

○副議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第6号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第7号 消防広域化に伴う人事関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

議会改革を進めておりますので、何回も質問等に立って委員長に大変申しわけないと思いますが、まず今回積立基金として4つ、運用基金としても2つの6つを公共施設整備等基金ということにまとめるという改正内容でございますが、まずそれぞれの基金の残高を聞かれたのがあれば、ちょっと説明願いたいです。

○副議長（瀬川治男君）

道下議員。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

残高等のことにつきましては、報告もございませんでしたので、協議もいたしませんでしたので、よければ執行部のほうからお答え願えますか。

○副議長（瀬川治男君）

大野企画部長。

○企画部長（大野一彦君）

では、恐れ入ります。

今回お配りをさせていただいております、議案の概要の100ページの次に補正予算の概要がございまして、それをしばらくおめくりいただきまして、当初予算案説明資料というものがございまして、こちらをちょっとごらんいただきたいと思います。この当初予算資料の一番最後でございまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページの下段、6のところに基金の状況というものがございまして、これは平成29年度の状況を掲げております。この中の特定目的基金のうちの積立型の4つの基金、それから運用型の2つの基金、これを今回公共施設等整備基金ということで統合させていただくわけでございます。

欄外に公共施設等整備基金の平成30年度当初現在高はということで23億8,248万4,000円、この額が先ほど統合いたしました4つの積立型、それから2つの運用型の基金の29年度末の残高をもって、公共施設等整備基金にするというものでございます。よろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

ただいま部長から説明があったように、この6つの現在の基金残高につきましては、各報告でかなり金額の下がっているものが大きいわけですが、先ほど委員長報告では、委員会の審議内容の中で市民の声を幅広く活用できるように新設の公共施設整備等基金ということでまとめるというような報告がありました。

が、これだけ基金残高の金額がそれぞれ違うわけですね。今までは、当然、整備等が終わって必要がなくなったというものは理解できますが、それぞれ目的を持って積み立てた基金をまとめてこれから運用していくに当たって、本当に前の縛りというか、そういうものは一切ないというふうに考えていいのか、本当に自由に使える基金としての意味を持つのか。その点、先ほどの委員長の説明を見ますと、市民の声を幅広く活用できるようにするといったことでございましたが、その点の確認をしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

11番 道下和茂君。

○総務企画委員会委員長（道下和茂君）

細部については協議はございませんでしたが、先ほど申しましたように、市民のために幅広く活

用し、資金運用を図っていききたいというような説明でございましたので、なお詳細についてももしお聞きになるという必要があれば、執行部のほうでひとつよろしくをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第8号 本巣市基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。10時50分に再開します。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

日程第11 議案第9号から日程第14 議案第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第11、議案第9号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから日程第14、議案第12号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第9号から議案第12号までについては、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会に付託されました案件について報告いたします。

議案第9号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告いたします。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。委員からは、県が国保の財政運営の責任者となるとの説明でしたが、市の業務としては財政運営の事務のみ行うこととされていますが、職員の

仕事に係る負担は減ることになるのかとの質問に、執行部からは、市の業務は何も変わらないので、職員の負担についても変わりません。医療費に係る保険給付費の心配をしなくてもよくなったとの回答がありました。保険税の管理・徴収も従来どおり市で行うのかとの質問に、執行部からは、保険税の賦課徴収についても従来どおり市が行うとの回答がありました。今回の国保の改正内容は、広報等でお知らせがあるのでしょうかとの質問に、執行部からは、市は今後、運営主体が変更されるというPRを広報を通して行いますが、既に県が広報でそのお知らせをしておりますとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第10号 本巣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第11号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、今回の条例改正は国の法令等の改正によるものであり、市独自の改正はないのかとの質問に、執行部からは、そのとおりですと回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第12号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

議案第9号 本巣市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

私たちは、弱者の生活を守るという立場で、国保税に対しては、どうしても給付に関して手厚い保護をとる立場から、そういう意見が今回出されなかったのかということをお尋ねします。

県単位化に伴う国保税の値上げをするのではないかと危惧されている市民の方々の立場から、今回の議題の中で、そういう質問なり、そういう心配される声は出されなかったのかということ。

○副議長（瀬川治男君）

委員長。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

第9号においては、県が国保の財政運営の責任者となるということと、市のほうが事務のみ行うということになっておまして、税の値上がりについては、当面従来どおりというようなことは出てきたかと思いますが、それ以上のことはありませんでした。

○副議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第9号 本巢市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

9番 黒田議員。

○9番（黒田芳弘君）

この改正趣旨を読みますと、平成30年、今年度から県が財政運営の責任主体となる。それを市町村が従来どおり国民健康保険税を徴収し、県です、これ。国民健康保険の事業の所要を行うということで、県がそれを徴収して運営していくというような内容なんですが、委員会で諮られたかどうかお聞きしたいのは、要は私が調べてみますに、今、国保税は市町村ごとに金額が違うわけですが、本巢市はほかの市町村に比べて安いと僕は認識をしております。それが統一化されるのかどうか、そのことによってどうなるのか、そこら辺は委員会では質疑がなかったのかお尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会の中では、この税に関して上がるとか安いとか、そのことについては議論のところはありませんでした。

○副議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第10号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第11号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第12号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第12号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第13号から日程第22 議案第20号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第15号、議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例についてから日程第22、議案第20号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題といたします。

議案第13号から議案第20号までについては、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から付託案件について御報告を申し上げます。

議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例について、審査の経過と結果について御報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員から、今後自治会の公民館として利用されるが、今までの管理はどうしていたのかとの質問に、執行部からは、研修センターを設置した以降、各自治会と使用貸借契約を締結の上、管理をしていただいていた。また、今後も同様に維持管理をお願いするものですとの回答がありました。今回の8施設の研修センターについては、自治会の公民館のほかに研修センターを持つことになるのかとの質問に、執行部からは、研修センターが設置されたときから、自治会の公民館としても利用されてきており、ほかに公民館を持つことにはならないとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第14号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第15号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果

についての御報告をします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員から、改正の趣旨は記載のとおりであるが、改正内容の詳細について説明願いたいとの質問に、執行部からは、中小企業信用保険法の一部改正を受け、岐阜県信用保証協会の定める要綱が改正され、貸付限度額を2,000万円に、貸付期間を120月、10年間に改正するものですとの回答がありました。現在、この小口融資の利用はありますかとの質問に、執行部からは、現在は過去融資を受けられた市内の1企業が利用されていますとの回答がありました。本当に借りたい零細企業が保証協会の保証を受けられないと借りることができないことなど門戸が狭くないですかとの質問に、執行部からは、制限上、信用保証協会の保証を受けるためにはやむを得ないことと理解願いたいとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第16号 本巣市企業用地造成事業特別会計条例について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部からの補足説明はなく、審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第17号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、指定管理が民間となることで、利用者の声を反映させるためには、この条例のように細部まで規定しないほうがよいのではとの質問に、執行部からは、平成15年に総務省から通知があり、指定管理における管理基準の中に条例で規定すべき事項が定められており、その内容に基づき規定するものですとの回答がありました。

必要に応じ指定管理者が変更できるのであれば、この条例のように細部まで規定する必要があるのかとの質問に、執行部からは、あくまでも総務省の管理基準に基づき規定しているもので、管理原則であると御理解願いたいとの回答がありました。

指定管理者が変わることで、今後の施設運営等がどのようにどこまで変わるのか。また、今後の市のかかわりはどうなるのかとの質問に、執行部から、指定管理者が変わっても、当面は現状の運営を行ってもらうこととしていますが、営業状況を加味して営業時間を変更されることはあると思いますとの回答がありました。

指定管理者に対し、市民や利用者等の要望などの声を反映させることができるのかとの質問に、執行部からは毎月1回、業務に関する運営委員会が開催されるので、その会議において要望等の意見を反映してもらえよう依頼していきたい。また、別に北部観光施設向上委員会を設置し、年間2回ほど委員会を開催し、市民や利用者の意見、アドバイスを聞く機会を設けることとしていますとの回答がありました。

2つの委員会を設置されるということですが、その委員会のメンバー構成はどの質問に、執行部からは、指定管理者の案ではありますが、事務レベルの交流施設運営委員会の構成委員はシダックス本社営業所長、同包括責任者、北部各施設責任者、観光協会及び市の担当者、2つ目の北部観光

施設向上委員会の構成委員は、市の担当者、北部各施設責任者3名、6次産業化商品開発者2名、もとすファーム、岐阜農林高校、市民代表で根尾地域から1名、観光協会、樽見鉄道及びシダックスから1名が予定されていますとの回答がありました。

2つの委員会の構成委員として、議会選出議員が入っていないのはなぜか。また、観光協会が2つともに入っているのはなぜかとの質問に、執行部からは、構成委員はあくまでシダックス側の案であり、現在まだ協議中であり、決定をしていません。今後も毎月行っている運営委員会の中で、現在と同じような構成になるよう引き続き協議を進めますとの回答がありました。

指定管理を行う上で、市民等の意見を反映させるためには、この条例が足かせになると思われるが、どうしてこの条例を細部まで改正する必要があるのかとの質問に、執行部からは、ほかの北部観光施設の3施設との接合性を図るため、総務省の通達に基づき改正するものですとの回答がありました。

今回シダックスに施設を貸すことに当たり、どのような条件で契約が交わされているのかとの質問に、執行部からは、今回の条例改正に基づき、シダックスと施設の管理に関する協議協定書を交わし、指定管理をお願いする準備を進めており、条例に規定する事項を基本協定としている。また、条例に規定されない事項については、毎年協定として契約を交わし、運営をしていただくこととなりますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第18号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第19号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をします。

執行部からの補足説明はなく、審査しましたが、報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第20号 本巣市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員から、この条例の一部改正は建築基準法等が改正になったことによるもので、市独自の関係によるものはないのかとの質問に、執行部からは、今回の一部改正は、建築基準法等の改正によるもので、市独自の改正はないものですとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上、報告を終わります。

○副議長（瀬川治男君）

議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は、自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 本巣市転作促進技術研修センター条例を廃止する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第14号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

道下議員。

○11番（道下和茂君）

14号で、農村地域で立地ニーズが高いと認められる産業にも拡大するなど、この拡大される産業とはどのようなものがあるのか。

○副議長（瀬川治男君）

村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

さきがた御報告いたしましたように、報告すべきはないということでしたので、そういう意見は出ませんでした。

○副議長（瀬川治男君）

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛

成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第14号 本巣市企業誘致促進審議会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第15号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第15号 本巣市小口融資条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第16号 本巣市企業用地造成事業特別会計条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第16号 本巣市企業用地造成事業特別会計条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第17号 本巣市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第17号 本巢市織部の里もとす条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第18号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

この改正は、当然国のほうからの指示でございますが、本巢市におきましても根尾地域へ行きますと旅館等がございます。その中で、これによりまして改造を伴ってくるということが、これは事業主の負担になるわけですが、そういう場合のことにつきましての質疑等はなされなかったんですか。

○副議長（瀬川治男君）

12番 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

報告のとおり、意見がございませんということで報告しましたとおりでございます。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

報告がなかったということですが、先ほどから聞いておりますと、こういうことに関しまして、報告がなかった、委員長報告でそれで終わりなんです。だから、委員長権限で執行部のほうへ求

めていただきたいと思いますと思うんですが、よろしくそこら辺、議長のほうで、委員長権限で質疑がなかったことについて議員から求められたときには、やはり執行部のほうに聞いていただくのが私は筋道かと思しますので、よろしくをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

委員長、いかがですか。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

委員会の中ではそういう質疑はございませんでしたけれども、執行部のほうへお願いいたします。

○副議長（瀬川治男君）

暫時休憩します。

午前11時27分 休憩

午前11時33分 再開

○副議長（瀬川治男君）

再開します。

では、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第18号 本巣市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第19号 本巣市市営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第19号 本巢市市営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第20号 本巢市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第23 議案第21号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第23、議案第21号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第21号については、文教福祉委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

付託案件、議案第21号 本巢市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 本巣市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第24 議案第25号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第24、議案第25号 市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

議案第25号については、産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から、付託案件、議案第25号について報告をいたします。

議案第25号 市道路線の廃止及び認定についての審査の経過と結果について、報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員から、今回の認定路線は幅員16メートルとの説明があつたが、岐阜市からは幅員24メートルと聞いておりますが、この幅員が狭くなり、また幅員16メートルには歩道も含むとのことですが、その歩道幅はどうなるのかとの質問に、執行部から、幅員25メートル道路については、岐阜市から国道157号線までであり、歩道幅については、双方とも3.5メートルの計画と聞いておりますとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

○副議長（瀬川治男君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第25号 市道路線の廃止及び認定については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25 議案第31号（質疑・討論・採決）

○副議長（瀬川治男君）

日程第25、議案第31号 平成30年度本巣市一般会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

10番 臼井悦子君。

○10番（臼井悦子君）

それでは、民生費の予算の中で質問いたします。

予算書の58ページですけれども、その中に扶助費がありますが、重度障がい者タクシー利用給付費についてあります。その内容についてなんです、制度の当初、自動車税の納税者、並びに同一世帯の運転免許証を持っている人という場合は除外ということがありました。その次年度には、利用者の緩和が考慮されて、自動車税の納税者の部分だけ解除ということで緩和されました。今年度はいかなる内容で給付されるのか、お尋ねしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

健康福祉部長 久富君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

重度障がい者タクシーの利用助成事業でございますが、制度の運用以来、利用者が非常に少なかったということで、平成29年度から議員御指摘のように、自動車税の減免世帯を助成の対象とさせていただきます、現在は運用をしております。平成30年度においても、こういう形で平成29年度改正をさせていただいた制度をもちまして運用させていただきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

10番 白井悦子君。

○10番（白井悦子君）

今の減免のということはわかりましたが、同一世帯に運転免許証を持っているとか、その部分はどういうふうに。それは続行ですか。お願いします。

○副議長（瀬川治男君）

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

運転免許証の所持をしている世帯で、自動車税の減免世帯は今まで対象としていなかったんですが、平成29年度からは自動車税の減免世帯も助成の対象とさせていただいているということです。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

9番 黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

3点お聞きしたいと思います。

まずは、予算説明資料の41ページになりますが、婚活イベントについてでございますが、これにつきましては、大分以前に私が提案しまして、3年ほど過ぎたんですが、本巣市民の参加が少ないということで、この事業はなくなって、今回復活をしたわけでございますが、内容を見てみますと、これにあるように、気軽に交流ができるイベントを年3回程度開催するという中で、一番下にある市民協働の有無というところですね。これにつきましては、本事業を受託する市民団体に受託してやるというようなことなんですが、その詳細な説明をお願いしたいのと、要はどういった仕組みでやっていくか、今構想はどこら辺までいっておるかわかりませんが、具体的な説明をお願いしたいのと、例えば私どもは婚活イベントにつきましては、南砺市のほうへ視察研修に行ってきたんですが、やはりこれだけではなくて、いろんな施策が複合施策になって、初めて結婚まで結びついて、またそこに定住する。そこで子どもが生まれて効果が出てくるといったことにつながっていくわけでありまして、これだけやっておいても絶対だめやと。いろんなことをやって初めて効果が上がるということでありましたので、今後ほかのことも考えていただくのかということが1点。

それから、浪漫ウオークについてお尋ねしたいと思いますが、先日、浪漫ウオークが大勢の参加のもと開催されましたが、2週間ほど前、私のもとに手紙が届きました。内容を見てみますと、要はマナーのことを指摘されておりました。淡墨浪漫ウオークという冠がついたイベントであるにもかかわらず、マラソン大会みたいに走っていく人が多い。これはやっぱりウオーキングを純粋に楽しむ人にとっては、マナーの面で非常に問題があるのではないかという指摘でございました。私の個人的な見解を申し上げますと、やはり距離が長いということですね。一宮の真清田神社から60キロコースということで、1日でそれをこなすといったことについては、やっぱり時間的な制約もあって、当然駆け足で走るのはやむを得んというか、走るとか歩くとかというのは、個人的な見解で

ございますが、何も線引きがないわけでありまして、走る人はそれは走るし、歩く人は歩きゃいいかと思いますが、そういった市民の方のウォーキング大会という冠のついたイベントについてのマナー的なことについて意見がございましたので、そのことについての見解をお願いしたいと思います。

○副議長（瀬川治男君）

1点目は健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、婚活イベントの関係の部分でちょっとお答えをさせていただきます。

平成30年度の事業の内容といたしましては、資料のとおり、市民活動助成金を活用してということで、市内のボランティア団体に市提示型の事業として事業を行っていただきたいということで、細かい内容については、今後その団体と協議するということでやっていきたいと思っております。ちなみに今年度2回婚活イベントを行わせていただいたわけですが、1回は市内のレクリエーション協会、それからもう1回はボランティア団体ということで、ボランティア団体と協働して行った事業につきましては、市役所の施設を使いまして、調理を一緒にやっていただいたイベントを開催していただきました。このようにいろいろ内容を吟味しながら、来年度も実施してまいりたいと考えております。

○副議長（瀬川治男君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

実際にそういう場面は確かに目にするわけです。浪漫ウォーク初め、実は全国には淡墨桜浪漫ウォークのような大きいウォーク大会が位置づいています。それはウォーキング協会等が運営をしているわけですが、その全国のウォークの大会も実はかなりの数が走っているということで、ウォーキング協会もこれを規制しているということはしていないというような状況であることをまずわかっていただけるといいと思います。

実質60キロの一宮からの参加者が走っている人が多い。全国をわたって、それを生きがいに感じているという状況があります。ただし、やっぱり参加者の安全というのは、私たち主催者側としては最も大事なところですので、今回でいいますと、モレラ30キロ出発地点から縦貫道に沿ってまず歩いて、小道に入るところまでは絶対に走らせないということで、先頭に本巣歩こう会2名をつけて、私たちを追い抜かすなという形で、危険を伴う場所は絶対に走らせないというスタンスでは、今回運営に当たりました。なかなかそこは難しいところですが、今の事故を起こさせないというスタンスでの運営というのは考えていきたいということです。以上です。

〔挙手する者あり〕

○副議長（瀬川治男君）

黒田芳弘君。

○9番（黒田芳弘君）

まず、婚活イベントなんですが、前、先ほど言った理由で取りやめになったという経緯がござい

ます。やはり過疎の解消という、特に北部地域では過疎が進行、若者が定住しないということになっております。といっても、今度は市内の参加も初めのうちは少ないかと思えます。やはり年がいくつとくると恥ずかしいとかいう思いがあって、なかなか参加しにくいことはあるかと思えますが、そこはひとつ粘り強く行政のほうで続けていただいて、また先ほど言ったように、いろんな婚活につながる施策を複合いたしまして、ぜひとも移住・定住、特に若い人の移住・定住につながるような効果を発揮するまで粘り強くやっていただきたいと思えます。

それから、そういった市民の声もあります。これは行政に届いておるかどうかわかりませんが、これも多くの人に参加するイベントでありますので、難しいところではございますが、これからもそういった声を聞きながら慎重にといいますか、みんなが楽しめるようなイベントにしていってもらいたいというふうに思っております。要望だけをお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

11番 道下和茂君。

○11番（道下和茂君）

2点お聞きします。

企業立地促進奨励金交付事業ですが、今回製造業に加え、情報通信、運輸業も指定エリアの対象としますということですが、それは結構なことですが、その指定事業における施設の区分というのはどういうふうになっておるのか。同一敷地内であれば全てがいいのか、その施設区分についてお伺いすると、あと1点は、先ほど黒田議員のほうからも浪漫ウオークのことについて質問がありました。これは体育費としての予算計上でございますので、私は健康の促進を図るものかと考えておりますが、やはり今回も2,000人に近い参加者がおる。そうした中で、そういうことを地域の活性化に私は結びつけていく必要もあるのではと考えております。この2,000食のおもてなしにつきましては、ちゃんこ鍋とかぜんざい、またコーヒー等を、これは地元の有志が、特に川原地域の商店街の有志がボランティアで行っておるというような状況でございます。

そうした中で、やはり少しコースを、例えば1キロまでもふやさなくても、今は人がいないつり橋を渡っていくという状況ですが、それより川原の商店街の中を歩きながら、少しでも商店街の活性化を取り戻すというような方法が考えられないのかお聞きしたいと思います。

それから、私も当日、淡墨公園でおもてなしに参加して、いろいろボランティア活動をさせていただきました。夕方になりましたら、日当駅で足切りになる人がおるから、ぜんざいとコーヒーを持っていけということで、急遽5時前に行って振る舞おうとしたんですが、実際にそこに行ったのは、市の教育委員会の関係の職員が3名ほどと、あと参加者が2名ほどです。私からすれば、せっかくそういう指示をもらって、そこへ行ってぜんざいを振る舞おうかとしたのに、2人しか来ないというのは、何が原因があったのか。途中で足切りしてしまって、もうだめということで、来なかったのかと想像を私はしておるんですが、そこら辺のことについてお聞きをいたします。浪漫ウオ

ークについては2点でございますが、もう来年度に向けまして、改善できるところは改善していただきたいなど、そんなふうに思います。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

1点目の質問については、産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

企業立地促進奨励金につきましては、業種につきましては製造業、情報通信業、運輸業、郵便業というものについて、市の指定事業者の認定を受けた場合には、固定資産税総額の1億円以上を支払うことになった場合とか、それから5人以上の従業員がふえた場合というような規定もございますものの、5年間固定資産税が猶予されるものでございますが、議員御質問の中で施設区分のお答えのことですけれども、そこをどのようにお答えすればいいのか、お聞かせいただけるとありがたいですけど。

○11番（道下和茂君）

例えば、どここの会社が、製造業でもいいです、製造の工場をつくる。そのほかにも附属の施設もあろうかと思うんですね。例えば車庫であり、倉庫であり。事務所は当然それは入ると思うんですが、そういうのも同一敷地内にあれば対象になるのかということを知りたいんです。

○副議長（瀬川治男君）

産業建設部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

先ほどもお答えをさせていただきましたように、規定がございます。規定は当然超えていただくというのが一つございますけれども、内容につきまして、その審査をさせていただく必要がございますので、その段階で判断をさせていただきたいと思います。ただ、同一事業形態であるという判断ができれば、可能性は出てくるものと思っております。

○副議長（瀬川治男君）

2点目は、教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

浪漫ウォークについて、お答えをさせていただきます。

今お話がありましたように、浪漫ウォーク、ことしは2,006人の申し込みがあって、当日参加は1,898人でした。浪漫ウォークの大きな意味は、私どもとしても大きく2つ踏まえております。1つ目は、やはり市民の健康づくりの場である。ウォーキングとかランニングとか、そういった運動に対するきっかけづくりの意味というものもあると思います。大きい2つ目の意味は、やはり全国から根尾を中心とした本巢に多くの人が集まっていただけるウォークとして位置づいていますので、やっぱり地域づくりとか活性化とか観光という意味は絶対あるだろうというふうに捉えています。

参加者約1,900人のうち、市民は537人。というと、1,500人近い人間が市外から集まってくると

いう状況でございますので、ですからやっぱり根尾を中心とした本巢のすばらしさを周知したり、実感していただいたりして、また根尾に来たい、本巢に来たいという思いをたくさん持ってもらいたいと、リピーターをふやしたいというふうに、私どもも今年度、工夫してきたつもりです。

昨年度までと大きく今年度変えたところが、今の2点の意味から、出発点を利便性が高いモレラにしたことと、それからゴールでの達成感とか満足感をたっぷり味わってもらえるようにということで、今お話ありましたおもてなし、地元有志の皆さんによる鍋とか、観光協会とか、山の会による途中途中のあめとかお茶とか、ゴールのコーヒーとか、さまざまなことを本当に協力していただいて、達成感とか満足感というのを味わっていただくというふうに思っていました。改善しました。

今後、さまざまな方たち、関係の皆さんや地元の方たちともっともっとコラボしていきたいという思いがありますので、今のコース変更につきましては、実行委員会を立ち上げております。ウォーキング協会とかさまざまな関係の団体が入って、安全で楽しく意義のあるウォーキングということで。そういったところで、今のお話を受けて、また検討をさせていただければということをお思います。

それから2点目の日当の足切りの話でしたけれども、一昨年まではそういうことをしていなくて、夜8時になっても9時になっても真っ暗なところを歩いてみえる方が多くて、やっぱり主催者として安全ということを最優先にしたときに、6時半までにゴールしていただくというふうに昨年度から変えてきました。昨年度の反省で、残念ながら、もうこの時点でこの時間はということで、ゴールを諦めてもらった方たちが余りにかわいそうだったというところで、ことしはせめてあそこでおもてなしができればということで、そういった点を改善できないかなあとということで、ことし多分お願いしたと思うんです。現状が2人だけだったということ踏まえまして、またその点についても、本当に温かい気持ちでそういうことをやろうとしたところに、また地元の方に御迷惑がかかったということ。そのあたり、きちっと連絡を密にとりながら、参加者がよりよい気持ちで帰っていただけるような、そんな仕組みをまた考えていきたいと思えます。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村均君。

○6番（澤村 均君）

高齢者運転免許証自主返納支援事業についてですけど、ページでいきますと35ページです。

高齢者が高齢によって事故等、危険な状態がふえているという部分で、返納というのは結構なことなんですけど、この免許を返納したことに対して、今度は生活の足の確保が心配じゃないかなと思うんですが、地域の基幹バス等に補助金がついているということで、足の確保は公共交通機関に代がえでという話なんですけど、バス停とか駅なり、樽見鉄道のチケットをもらっても、駅まで行ける人はいいですけど、この間の確保は、やっぱり地域の福祉バスとかそういうものが充実される

といいかなあとと思います。それで、年々減額になっていくのか、ふやせばふやすほど、逆に免許証が返納する人がふえて危険はなくなると思うんですけど、足の確保が心配ということで、まず1つ目です。

2つ目に、障がい児の通所給付費がかなり増額されている。これは24ページです。充実して通所事業の中身が濃くなれば結構なことなんですけど、この事業費がふえていく中身を少し教えていただきたいということと、45ページの生活保護扶助費の減額についてなんですけど、この減額の中身も、ちょっと心配な部分がありまして、人数が減ってきたのかということころは、数字である程度は読めるんですけど、この詳細も少しだけ説明していただきたい。

最後に、前年度から決まって、入学準備金のほうで、中学生のほうは今年度から3月に施行されるということなんですけど、小学生のこれからの準備金の支給の期日といいますか、その予定があればお聞かせください。この4点です。

○副議長（瀬川治男君）

前段の3点について、健康福祉部長に返答をお願いします。

久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、事業別予算説明資料の順を追って説明させていただきます。

24ページの障がい児通所給付費についてでございますが、昨年12月にも補正予算でお認めいただいたときに御説明をいたしました。この通所給付費につきましては、平成27年の法律の改正に伴いまして、放課後デイサービスの施設が小規模な施設でも民間事業所が運営できるというような法改正もありまして、近年、市内や近隣市町村でそういう施設が非常にふえたということで、ここ2年ほど非常に利用者がふえて、給付費がふえているという状況でございます。平成30年度におきましても、ことし市内に1施設ふえたということもありまして、今後ふえるという見込みで、このような増額の予算となっております。

それから、高齢者運転免許証自主返納支援事業でございますけれども、先日の一般質問にもお答えさせていただきましたが、高齢者の新たな移動手段の確保につきましては、社会全体で支えていくものであると考えております。近年は民間事業者における独自の割引サービスや、本市が行っております市営バスの運行や、高齢者運転免許証自主返納支援事業、それから高齢者タクシー利用助成事業などのほか、社会福祉協議会が今年度から試行的に行っております買い物支援事業などが行われるなど、市内でいろいろ広がりを見せているところでございますが、今後も高齢者の利便性の確保のために、市営バスの充実や民間バス路線の維持・拡充及び樽見鉄道、市営バス、民間バスの相互の連携を強化いたしまして、公共交通のネットワーク化等に努めることが、高齢者の買い物や通院などの生活支援を初め、外出の機会をふやし、行動範囲を広めることとなり、健康増進、介護予防へとつながるのではないかと考えております。

続きまして生活扶助費、45ページでございますが、議員のおっしゃるとおり、生活保護の世帯の減少や世帯人員の減少、それから医療費の減少等が要因して減額となっております。以上ござい

ます。

○副議長（瀬川治男君）

4点目、教育委員会事務局長 溝口信司君。

○教育委員会事務局長（溝口信司君）

それでは、要保護、準要保護の関係でございますが、今御質問の入学準備金につきましては、中学校へ新たに入られる方、現時点で小学校6年生のお子様で、準要保護の認定を受けてみえる方に支給をするという形で行わせていただいております。

御質問の小学校1年生の入学準備金につきましては、要保護の認定は、まだこれから申請をしていただく段階です。現在は、その申請をしていただいて、所得等調査をさせていただきまして、新入学児童学用品費という形で支給をさせていただいております。来年度、30年度も同じ支給をさせていただく予定をしております。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

5番 河村志信君。

○5番（河村志信君）

先ほどの淡墨ウオークの件で、私も昼から自主的にボランティアという形で参加しておりまして、何人かの方から出てきた苦情といいましょうか、要望といいましょうか。1点が先ほどありました足切りなんですけど、道の駅織部の里が1時半だったと。これがかなり早い時間で、1時半を過ぎたらもう足切りで、ゼッケンを外して帰ってくださいというような形で、かなりの方が不満を漏らしていたと。多分、日当に行かなかったのは、早過ぎる足切りのために行かなかったんじゃないかと想像しています。それと、1時半という時間で足切りというのが正しいのかなと。明るいうち、まだ昼なのに、もうだめですよというのも、何か参加者に対してちょっと不親切な感じを受けました。

2点目が、樽見鉄道のもレラ駅から乗られる方が今回多くて、この方々は鍋原で受け付けをして、一番短いコースですかね。鍋原から歩くということで、もレラに車をとめて、樽見鉄道に乗ろうとしたと。としたところが、2両編成でかなりの積み残しが出て、行けなかった方も何人か聞いております。それとまた、一般客の方も、淡墨ウオークの方が一気に乗って、普通に家族で根尾へ遊びに行こうとしたところが乗れなくて、これもかなりの怒号じゃないですけど、やりとりがあったということも聞いております。

3点目に、淡墨公園にいてゴールされた方々が温泉へ入って帰りたいと。当然、1,500人近い方が市外の方だということは、地形に明るくないと。淡墨桜だから、淡墨温泉があつて、お風呂でさっぱりして着がえて帰ろうと思ったところが、私が答えたのは、いや、まだ四、五キロ先ですよ。ゴールしてから四、五キロ先へ歩いて、また温泉に入って帰る方はないわけで、そんなに遠いなら諦めますわという声もありまして、やはり根尾へ行っていただいたのであれば、淡墨温泉なり入っ

て、気持ちよく帰っていただくのがいいとすれば、来年以降の中にシャトルバスじゃないですけど、淡墨温泉へ行くようなバス便があるといいかなと。もちろんあのときの状況を見ますと、樽見駅まで送られるシャトルバスでも十分大変そうでしたので、ちょっと無理な願いかもしれませんが、3点目。

結果、こういうことを多分実行委員会の方でやられると思いますけど、やはりいろんなアンケートとか、満足度を2,000人近い方からいただいて、そして改善するものは改善していかないと、せっかく春の淡墨浪漫ウオークを楽しみにしてきた方が、いや、本巢は余りサービスがよくなかったから、次回は考えようということがないようにお願いできればありがたいなあと思います。

以上、4点質問をお願いします。

○副議長（瀬川治男君）

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

まず1点目ですが、モレラを9時に出発しておりまして、そこから時速4キロをゆっくりペースで計算して、1時半という時間が出てきたと思うんですよね。そこから約20キロありますので、モレラを9時に出発して1時半という時間がどれくらい適切かどうかということは、また検討していきたいと思いますが、そこから20キロまだあるのに、9時に出発した人が1時半までもかかるということ自体、もう一度見詰めてほしいというふうに思います。

それから、2点目の樽見鉄道については、モレラ出発にして、さまざまなことを想定して準備を進めましたが、至らなかったというところがあるなら、また改善をしていきたいと思います。

3点目は、公園でゴールして温泉というのも、温泉のほうからシャトルバスも用意してもらって、何遍も送っていますので、その辺も十分に認識しておいていただきたいというふうに思います。以上です。

○副議長（瀬川治男君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第31号 平成30年度本巢市一般会計予算については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。13時より始めますので、御参集ください。

午後0時16分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（鐔本規之君）

再開をいたします。

日程第26 議案第32号及び日程第27 議案第33号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第26、議案第32号及び日程第27、議案第33号を一括議題といたします。

議案第32号及び議案第33号については、文教福祉委員会に付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教福祉委員会委員長 若原敏郎君。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

文教福祉委員会から報告いたします。

付託案件、議案第32号 平成30年度本巣市国民健康保険特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、一般会計繰入金のうち職員給与等繰入金が370万円ほど減額していますが、この理由は何ですかとの質問に、執行部からは、人件費予算の積算については、前年度在籍職員で算定する関係から減額となったものですとの回答がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第33号 平成30年度本巣市後期高齢者医療特別会計予算について、審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、後期高齢者医療について県が基金を持っており、保険料の上昇を抑えているとのことでしたが、基金がなくなったときはどうなるのかとの質問に、執行部からは、新年度保険料は、均等割額で1人当たり1,476円、所得割率で0.8%の減額となります。保険料率は2年ごとに見直しを行い、不足が生じないようにするとの回答がありました。

この保険料は、被保険者の皆が同じ保険料であるという解釈でよいのかとの質問に、執行部からは、所得に応じ5割軽減等がございます。また、年間保険料の限度額は、今まで57万円でしたが、来年度から62万円となり、所得の高い人の保険料は増額となる場合がありますとの回答でありました。県単位で運営されれば、市の運営は関係なく保険料が決まるのかとの質問に、執行部からは、後期高齢者医療保険は、県全体で行っており、市の医療保険のみならず、県全体の医療保険額が下がらないと下がらないとの回答がありました。後期高齢者医療保険及び国民健康保険の被保険者からは、薬を無駄にしているとの意見も多く、市として率先して薬の無駄をなくすよう努力し、県全

体に広げるよう考えていただきたいとの要望がありました。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（鐔本規之君）

議案第32号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

お尋ねします。

国民健康保険税の問題です。この運営方法自体に問題があるのではないかという思いがありまして、一般会計からは繰り入れないという観点から、どうしても値上げの方向に入っていくんじゃないかということでお尋ねします。

この件に関しては、反対意見討論として国保の運営方法自体の見直しを考えていただきたい。

○議長（鐔本規之君）

ちょっと待って、まだ討論の前でございますので、委員長報告に対する質疑でありますので、委員長に対する質問をしてください。

○6番（澤村 均君）

運営方法に対して、何か疑問があるがという討論が行われなかったかということを質問します。

○議長（鐔本規之君）

委員長。

○文教福祉委員会委員長（若原敏郎君）

当委員会では、運営方法については質疑もありませんでした。

○議長（鐔本規之君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

なければ、これで質疑を終わります。

文教福祉委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

6番 澤村議員。

○6番（澤村 均君）

先ほどは済みません。

この国保に関するものは、根本的に運営方法が間違っているというか、要は市単独では判断できない部分があり、国なり県なりの方向のまま進められているということで、この高い国保税を引き下げる検討というのは、市独自でも考えていただきたいということで、反対討論とします。

○議長（鐔本規之君）

ただいま反対の発言がありました。

原案に賛成の発言はありませんか。

〔挙手する者あり〕

13番 若原議員。

○13番（若原敏郎君）

反対討論がありましたので、賛成討論をさせていただきます。

国民健康保険制度は、日本の国民皆保険の基盤となる仕組みですが、年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低く保険料の負担が重い、財政運営が不安定なリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在するという構造的な課題を抱えています。この10年間で70歳以上の高齢者は1.3倍に、国民医療費は1.3倍になりました。このため、団塊世代が全員75歳になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなると言われています。

平成30年度からは県が財政運営を担いますが、そのための予算となっておりまして、保険料を決めるのは、これまでどおり市町村ですが、県が提示してくる納付金や負担額が保険料の目安となる標準保険料率を参考に決めねばなりません。市町村にとれば医療費がかかれば保険料も上がるといった不安もありますが、平成30年度のこうした制度のための今回の予算でありますので、賛成といたします。

○議長（鐔本規之君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

なければ、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第33号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28 議案第34号から日程第31 議案第37号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第28、議案第34号から日程第31、議案第37号までを一括議題といたします。

議案第34号から議案第37号までについては産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

では、産業建設委員会付託案件の議案第34号を報告いたします。

議案第34号 平成30年度本巢市企業用地造成事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、審査を行いました。報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第35号 平成30年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をします。

初めに執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員から、分担金が新規加入に26戸分として計上してあるが、使用料が対前年度600万円程度の減額となっている理由はとの質問に、執行部からは、平成29年度までの使用料は、調定見込み額に事業全体の収納率を乗じて算出しましたが、平成30年度からは各11処理区ごとに収納率を乗じて算出する方法に変更したことによるものですとの回答がありました。

下水道の接続率の現状についてはとの質問に、執行部からは、平成28年度末では66.8%でしたが、30年2月末現在では、加入戸数4,750戸に対し、つなぎ込みが3,205戸となり、率にして67.5%となり、0.7%ではあります。上昇していますとの回答がありました。

本事業の予算には、一般会計からの繰入金も多く見込まれており、使用料の増額は必至であるが、増額のための方策は何かあるのかとの質問に、執行部からは、毎年度行われる市のイベントにおいて加入促進を行い、各処理区の組合員に対し、つなぎ込み促進の依頼を行っている。今後も同様に行う予定であり、平成30年度は、加えてつなぎ込みをしていない世帯にアンケート調査を行い、実

態をもとにつなぎ込みをしてもらえよう検討したいとの回答がありました。

下水道のつなぎ込みは、現在補助がないので進まないと思われる。住宅リフォーム補助等で補助をしてもらえないのかとの質問に、執行部からは、住宅リフォーム補助については、都市計画で受け付けているが、今後はそれを含めてPRしていきたいとの回答がありました。

農業集落排水事業における制約はあるのかとの質問に、執行部からは、農集排水については、下水本管が宅地に隣接して入っているところの一般家庭は加入できますが、工場等の事業所につきましても規制がかかることとなりますとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第36号 平成30年度本巣市公共下水道特別会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、執行部からの補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員から、一般会計からの繰入金金が1,400万円の減額となっているが、その理由と各地区の処理場の維持管理経費についての説明はどの質問に、執行部からは、繰入金金の減額は、平成29年度に行った下水道事業計画変更業務がなくなったこと、大きな修繕の必要がなくなったことによるとの回答がありました。

一般会計からの繰入金は、今後もこの額程度で維持していくのかとの質問に、執行部からは、現状を考えると御指摘のとおりであります。平成32年度には、法適化され企業会計が変わることになり、繰入金も固定資産、償却資産の関係で増額となる見込みであるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

付託案件、議案第37号 平成30年度本巣市水道事業会計予算について、審査の経過と結果について報告をいたします。

初めに、執行部から補足説明を受けた後、質疑を行いました。委員からは、資本的収入に消火栓設置負担が計上されているが、消火栓の設置にはどのようなケースがあるのかとの質問に、執行部から、消火栓の設置については、総務課において自治会からの新設または地下式に変更の要望が出されたものについて受託し、工事を行っているとの回答がありました。

水道工事において、舗装工事を仮舗装と本舗装を行っているが、水道工事とは別発注しているのかとの質問に、執行部から、1工事契約で発注しているとの回答がありました。

舗装工事にかかわる経費が高くなると利益が少なくなる。また、舗装は舗装のプロに任せることがよい工事結果になるので、別発注はできないのかとの質問に、執行部からは、不可能ではないが、仮舗装から本舗装までの期間を短くするために1契約としているが、別発注することになれば、工事期間を長くすることになりますとの回答がありました。

本市の場合、水道工事における瑕疵担保責任はあるのかとの質問に、執行部からは、瑕疵担保責任はありますとの回答がありました。

上下水道工事においては、仮舗装工事と本舗装工事を行う必要があるため、確実な工事を行うためにも、分離発注ができるよう検討願いたいとの要望がありました。

採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（鐔本規之君）

議案第34号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第35号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第36号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第36号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第37号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第37号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第32 議案第38号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第32、議案第38号 本巣市副市長の選任についてを議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加議案として提案をさせていただきました議案につきまして、提案説明を申し上げたいと思います。

議案第38号 本巣市副市長の選任についてでございます。

平成30年3月31日をもって任期が満了する石川博紀氏の後任といたしまして、早川謙氏を選任す

ることについて、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

早川謙氏は、昭和41年生まれの51歳で、各務原市在住でございます。主な経歴といたしましては、平成2年に中央大学を卒業後、同年に岐阜県庁に入庁し、恵那県事務所副所長兼振興防災課長などを経て、現在は清流の国づくり政策課移住定住まちづくり室長兼イベント・コンベンション企画監を務めております。

早川謙氏は、これまでの経験を生かして、私が取り組んでおりますさらに元気で笑顔があふれる本巣市づくりの実現のための推進役及び取りまとめ役として期待に込めてくれるものと思っております。よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます、提案理由とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（鐔本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第38号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第38号は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第33 議案第39号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第33、議案第39号を議題といたします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案をさせていただきました議案につきまして御説明を申し上げます。

議案第39号 本巣市固定資産評価員の選任についてでございます。

平成30年3月31日をもって辞任をいたします石川博紀氏の後任といたしまして、早川謙氏を選任することについて、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。よろしく御審議いただきまして、御同意賜りますようお願いを申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第39号は原案のとおり同意することに決定しました。

閉会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本議会に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成30年第1回本巢市議会定例会を閉会といたします。24日間にわたり、大変御苦労さまでございました。

午後1時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏑 本 規 之

副 議 長 瀬 川 治 男

署 名 議 員 黒 田 芳 弘

署 名 議 員 白 井 悦 子